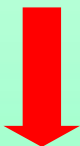


スタート

令和4年1月1日の時点で川越市に住んでいますか？
※市・県民税の賦課基準日は、毎年1月1日となっています。

はい



令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に、
収入がありましたか？
※遺族年金・障害年金・雇用保険等の非課税所得は含みません。

はい



公的年金等の収入はありますか？

いいえ



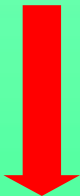
給与所得者ですか？

はい



勤務先から川越市に「給与支払報告書」が
提出されていますか？

はい



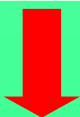
給与以外の所得
(営業・農業・不動産・一時所得など) がありますか？

はい



給与以外の合計所得金額が20万円を超えていますか？

はい



税務署に確定申告書を提出してください

いいえ

いいえ

はい

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

令和4年1月1日現在、川越市内に事務所、事業所、
自己または家族のための家屋がありますか？

はい



均等割(年額5,000円)が課税されます。申告書の書き方が異なりますので、市民税課へご連絡ください。

申告は原則不要ですが、医療・福祉などの行政サービスを受ける方は、市・県民税申告が必要となる場合があります。

公的年金等の収入が400万円以下の方は、「公的年金等の収入が400万円以下の方の市・県民税申告に関するフローチャート」をご覧ください。
公的年金等の収入が400万円を超える方は、原則確定申告書の提出が必要です。

給与・年金以外の所得
(営業・農業・不動産・一時所得など) がありますか？

はい



所得税の確定申告をしますか？(納付・還付など)

はい



税務署に確定申告書を提出してください

市・県民税申告は不要です

※給与所得者で年末調整が済んでいない場合や、所得税の還付申告等をする場合は、税務署に確定申告書の提出が必要です。

市・県民税申告が必要です

市・県民税申告が必要か
確かめてみましょう！！

令和4年1月1日現在、
居住していた市区町村に
お問い合わせください。

いいえ

いいえ

市・県民税申告が
必要です

